

防衛省職員（任期付自衛官）募集要項

防衛省陸上自衛隊第15ヘリコプター隊では、下記により任期付自衛官を募集します。

記

1 受付期間

令和5年2月17日（金）から令和5年3月3日（金）まで

- ※ 志願票及び受験票を持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時15分から午後5時までの間で、事前に担当者までお電話下さい。また、応募者多数となる場合は、繰り上げて締め切らせていただく場合があります。

2 採用（勤務）予定先

航空自衛隊那覇基地 第15ヘリコプター隊第2飛行隊
（沖縄県那覇市当間301）

3 実施予定業務、採用予定期間、勤務時間、採用人員及び職務内容

| 実施予定業務 | 採用予定期間 | 勤務時間 | 採用 予定 者数 | 職務内容 |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------|------------------------|
| 第2飛行隊 給養陸曹 (任期付自衛官) | 令和5年4月18日 ～ 令和5年12月30日 | 1日7時間45分 (時間外勤務の場合あり) | 1名 | 1 給養業務 2 その他命ぜられた事項 |

- ※ 採用開始日については、上記の期日以降となる場合があります。

4 応募資格

- (1) 陸上自衛官として勤務期間が1年以上の者
- (2) 陸上自衛隊退職時における階級が2等陸曹（1等陸曹または3等陸曹可）の者（予備自衛官等における現階級含む。）
- (3) 採用年齢
本採用期間の末日において満53歳以下の者
- (4) 次のいずれかに該当した場合、応募できません。
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者

- (エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれらに加入した者

5 試験日及び試験場所

(1) 試験日

令和5年3月23日(木) 予定(受験日は別途通知します。)

(2) 試験場所

航空自衛隊那覇基地 第15ヘリコプター隊(沖縄県那覇市当間301)

(3) 携行品

自衛隊受験票、本人確認ができるもの。(運転免許証等)

6 試験種目

口述試験及び身体検査

7 応募要領等

| 提出書類 | 提出部数 | 提出書類請求・提出先 |
|-------------|------|-------------------------------|
| 志願票(複製可) | 2部 | 〒901-0142 沖縄県那覇市鏡水679番地 |
| 自衛隊受験票 | 1部 | 第15ヘリコプター隊第1科人事班 |
| 返信用封筒(切手貼付) | 1部 | TEL 098-857-1155(内2513) 担当:山口 |

- (1) 志願票及び受験票は、最寄りの自衛隊地方協力本部及び第15ヘリコプター隊第1科人事班(那覇基地)にて配布しています。提出書類を郵送で請求する場合は、住所・氏名を明記し、120円切手を貼った返信用封筒(角型2号、長さ33.2cm×幅24cm)を同封して下さい。

(2) 提出方法

ア 直接持参されるか又は郵送で提出して下さい。

イ 郵送の場合は期限内に必着したものに限り、また、簡易書留により処置をお願いします。

ウ 応募書類は返却いたしません。

8 試験結果通知

受験者全員に通知します。

9 採用後の処遇等

(1) 身分

陸上自衛官

(2) 給与等

ア 給与

月給制、賞与あり。

イ 諸手当

扶養手当、通勤手当等

10 その他

- (1) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (2) 選考時及び採用時に身体検査を行います。この際、異常のある方は不採用となることがありますので、健康管理には十分に注意して下さい。また、採用時のみ薬物検査を行います。
- (3) 採用されるまでの間に、隊員としてふさわしくない行為があった場合は、採用を取り消されることがあります。
- (4) 採用予定期間終了後の雇用自動更新は行いません。逐次公募を行います。
- (5) 不明な点は、提出先までお問い合わせ下さい。